本山町小規模林業者等支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、自伐型等小規模林業者等（以下「小規模林業者等」という。）の経営支援、地域産材の生産体制に係る安全確保及び新規就業者等促進支援のため、小規模林業者等がチェーンソーとの接触による危険を防止するため着用義務化された下肢の切創防止用保護衣（以下「保護衣」という。）及び保護衣と共に下肢の安全を守るための靴（以下「安全靴」という。）を購入する経費に対し、予算の範囲内において本山町小規模林業者等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、本山町補助金交付規則（昭和54年3月31日規則第 2号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

（１）小規模林業者等

本山町内に住所を有し、町内に山林を所有している自伐林家、または町内の山林で所有者等より委託を受け施業や経営を行う自伐型林家

（２）防護衣

　　労働安全衛生規則（昭和４７年労働省令第３２号）に規定された、チェーンソーを用いて行う伐木作業等を行う労働者に対して、労働者の下肢とチェーンソーのソーチェーンとの接触による危険を防止するため着用が義務付けられた下肢用の保護衣（ズボン、チャップス等）

（３）安全靴

　　労働安全衛生規則（昭和４７年労働省令第３２号）に規定された、事業者が作業中の労働者に作業の状況に応じて使用するよう定めた、安全靴その他の適当な履物

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）過去５年以内に木材出荷実績があり、かつ今後も継続して自ら林業経営を行う小規模林業者等

（２）過去５年以内に間伐等の施業実績（伐捨て間伐含む）があり、かつ今後も継続して間伐等の施業を実施する小規模林業者等

（３）過去５年以内に森林組合等の作業班員として臨時的雇用された実績があり、かつ今後も雇用される予定の小規模林業者等

（４）町内に住所を有し、納期限の到来した町税を完納している者

（補助対象経費及び補助金額等）

第４条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）　は、当該年度の４月１日以降に、補助対象者が購入する次の各号に定める保護衣及び安全靴の経費とする。ただし、消費税及び地方消費税は、補助対象経費に算入しないものとする。

（１）保護衣は、前面にソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っている日本工業規格（ＪＩＳ）T8125-2に適合するもの又は同等以上の性能を有するズボン及びチャップス等とする。

（２）安全靴は、つま先、足の甲部、足首及び下腿の前半分に、ソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っている日本工業規格（ＪＩＳ）T8125-3に適合するもの又は同等以上の性能を有する履物とする。

（３）前第２号及び第３号に規定する同等以上の性能を有するものとは、国際標準化規格（ＩＳＯ）及び欧州安全規格（ＥＮ）等の規格で、着用義務化に対応したものとする。

（４）保護衣及び安全靴は、前号の規定のほか、厚生労働省が定める「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に準ずるものとする。

２　安全靴のみの購入経費は補助対象経費としない。

３　補助金の額は、補助対象経費の１/２以内（千円未満切り捨て）とし、25,000円を限度に交付する。

４　前３項の規定にかかわらず、補助金の額が1,000円に満たないときは、補助の対象としない。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書兼請求書（第１号様式。以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。この場合において、当該年度に申請者が申請できる回数は１回を限度とする。

（１）要綱第３条第１項の各号に規定する実績のあることが確認できる書類

（２）補助対象経費の支払証拠書類

（３）通帳等の口座名義人（フリガナ）記載部分の写し

（４）町税完納証明書

（５）その他町長が必要と認める書類

（補助金の決定及び確定）

第６条　町長は、前条の申請書兼請求書を受理した場合は、その内容及び関係書類を審査し補助金を交付することが適当であると認め、補助金の額を決定及び確定したときは、補助金交付決定及び交付確定通知書（第２号様式。以下「決定及び確定通知書」という。）により、申請者に通知するとともに、補助金を支払うものとする。この場合において、口座振込の方法により補助金を支払ったときは、入金をもって決定及び確定通知書による通知に代えることができる。

２　町長は前項の規定による審査の結果、補助金の交付が不適当と認めたときは、その理由を付して補助金不交付決定通知書（第３号様式。以下「不交付決定通知書」という。）により、当該申請者に通知する。

（補助金の交付取消し及び返還）

第７条　町長は、申請者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定及び交付確定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年５月１日から施行し、令和６年度事業から適用する。

第１号様式（第５条関係）

年　　月　　日

　本山町長　　様

住　　所

申請者　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

本山町小規模林業者等支援事業補助金交付申請書兼請求書

本山町小規模林業者等支援事業補助金の交付を受けたいので、本山町小規模林業者等支援事業補助金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付が決定及び確定した場合は、本申請をもって、決定及び確定した額を交付されたく請求します。

記

１　添付書類

（１）過去５年以内に下記①～③のいずれかが確認できる書類

　　①木材出荷実績　②間伐等施業実績　③臨時的雇用

（２）補助対象経費の支払証拠書類（領収書等）

（３）通帳等の口座名義人（フリガナ）記載部分の写し

（４）町税完納証明書

２　Ａ：補助対象経費（税抜き）　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　補助率　１／２（上限25,000円）

４　Ｂ：補助金交付申請額（千円未満切り捨て）　　　　　　　　　 　円

※補助金交付申請額1,000円以上

※補助金交付申請額が上限25,000円を超える場合は、上限額の25,000円

５　補助金の振込先

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 銀行名等 |  | 支店名等 |  | | | | | | |
| １ 銀行　２ 信用金庫　３ 信用組合  ４ 農業協同組合　 ５ その他 | １ 本店　２ 支店　３ 出張所　４ 本所  ５ 支所　６ 代理店　７ 店番 | | | | | | |
| 預金種別 | １ 普通　２当座 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ |  | | | | | | | | |
| 口座名義 |  | | | | | | | | |

第１号様式（第５条関係）その２

６　購入物品等一覧

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 番号 | 支払日 | メーカー | 製品番号 | 数量 | 規格  (〇を記入) | 補助対象経費  税抜金額(円) |
| 防護衣 | １ | ／ |  |  |  | ･JIS規格T8125-2  ･その他同等品 |  |
| ２ | ／ |  |  |  | ･JIS規格T8125-2  ･その他同等品 |  |
| ３ | ／ |  |  |  | ･JIS規格T8125-2  ･その他同等品 |  |
| ４ | ／ |  |  |  | ･JIS規格T8125-2  ･その他同等品 |  |
| ５ | ／ |  |  |  | ･JIS規格T8125-2  ･その他同等品 |  |
| 安全靴 | １ | ／ |  |  |  | ･JIS規格T8125-3  ･その他同等品 |  |
| ２ | ／ |  |  |  | ･JIS規格T8125-3  ･その他同等品 |  |
| ３ | ／ |  |  |  | ･JIS規格T8125-3  ･その他同等品 |  |
| ４ | ／ |  |  |  | ･JIS規格T8125-3  ･その他同等品 |  |
| ５ | ／ |  |  |  | ･JIS規格T8125-3  ･その他同等品 |  |
| 小　計 | | | | | | |  |

（注）安全靴のみの購入経費は補助対象となりません。

第１号様式（第５条関係）その３

７　領収証（納品書）添付

|  |
| --- |
|  |

第２号様式（第６条関係）

本推発第　　　号

年 月 日

　　　　　　　　　　　　　様

本山町長

本山町小規模林業者等支援事業補助金交付決定及び交付確定通知書

年　月　日付けで申請のあった補助金の交付については、本山町小規模林業者等支援事業補助金交付要綱第６条第１項の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　交付年度 | 年度 |
| ２　補助金の交付決定  及び交付確定額 | 円 |
| ３　交付条件 | 本山町小規模林業者等支援事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、補助金の交付決定及び交付確定を取り消し、補助金の返還を求めます。 |

第３号様式（第６条関係）

本推発第　　　号

年 月 日

　　　　　　　　　　　　　様

本山町長

本山町小規模林業者等支援事業補助金不交付決定通知書

年　月　日付けで申請のあった補助金については、下記の理由により、交付しないことに決定しましたので、本山町小規模林業者等支援事業補助金交付要綱第６条第２項の規定により通知します。

記

不交付決定理由